

学術・技術指導要領

国立大学法人静岡大学（以下、「甲」という）と、学術・技術指導申込者（以下、「乙」という）は、以下に定める学術・技術指導要領に同意の上、学術・技術指導を実施する。

（定義）

第1条 本要領において、次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 学術・技術指導 企業その他の団体等からの要請を受けて、本学の教員等がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導及び助言を行うことにより、企業その他の団体等の業務活動を支援するもので、新たな研究・開発を伴わないものをいう。

二 学術・技術指導者 甲に属し、学術・技術指導を実施する教員等をいう。

（学術・技術指導）

第2条 乙は学術・技術指導申込書をもって甲に学術・技術指導の実施を申込み、甲は審議の上これを受託する。甲は、受託を承諾した場合、学術・技術指導承諾通知書（別紙様式第2号）を発行の上、乙に送付する。

2 甲は、学術・技術指導者をして、学術・技術指導に従事させる。

（学術・技術指導料）

第3条 乙は、学術・技術指導の対価として、学術・技術指導料を甲に支払う。

2 学術・技術指導料とは次の各号に掲げる経費をいう。

一 直接経費として、学術・技術指導者の知識、ノウハウ等の提供の対価としての指導料、学術・技術指導に直接必要な旅費及び交通費、消耗品費及び印刷費等の物件費並びに協力者にかかる人件費及び謝金並びにその他直接的に必要となる経費。

二 間接経費として、学術・技術指導の実施に関連し直接経費以外に必要となる経費。

3 前項1号に定める直接経費の内、指導料の単価は1時間につき1万円（消費税相当額を除く。）以上とし、甲と乙が協議して定める額とする。なお、学術・技術指導者と乙とが学術・技術指導料について協議を行った場合には、その額を参考とすることができるものとする。

4 第2項2号に定める間接経費は、直接経費の20%に相当する額を標準とする。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、乙が、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人等であつて、財政事情により間接経費が措置されていない場合で、学長がやむを得ないと認めたときは、直接経費のみを負担させることができるものとする。

（学術・技術指導料の支払い）

第4条 乙は、甲が発行する請求書により、当該請求書の発行日の翌日から起算して30日以内に、学術・技術指導料を甲に支払わなければならない。なお、乙は、指導料の支払いを遅延したときは、遅延日数1日につき年5%の割合による延滞金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙から支払いを受けた学術・技術指導料については、原則としてこれを乙に返還しない。ただし、甲が、その責めに帰すべき事由により、学術・技術指導の全部又は一部を提供することができなかつたときは、この限りではない。

(学術・技術指導の完了)

第5条 学術・技術指導者は、学術・技術指導が完了したときは、その内容について学術・技術指導完了報告書(別紙様式第3号)を作成の上、静岡大学イノベーション社会連携推進機構長に提出するものとする。なお、乙は必要に応じて、学術・技術指導完了報告書の作成に協力するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第6条 学術・技術指導の過程において、又は結果として知的財産権が生じた場合、甲乙協議の上この取り扱いについて決定する。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、学術・技術指導に関し、相手方から開示を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、秘密である旨を表示し、本契約の有効期間中及びその終了後3年間は、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し又は漏洩してはならない。ただし、次の情報については、この限りではない。

- 一 相手方から開示を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの
- 二 相手方から開示を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの
- 三 相手方から開示を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの
- 四 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したもの
- 五 相手方から開示を受けた情報によることなく、独自に取得したもの

2 甲及び乙は、相手方から開示を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上及び営業上の一切の情報を、学術・技術指導以外の目的のために使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときは、この限りではない。

(学術・技術指導の公表)

第8条 甲及び乙は、学術・技術指導実施の事実、内容、成果、その他学術・技術指導に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議し、同意を得なければならない。

(免責)

第9条 乙は、学術・技術指導に基づく商品の販売、役務の提供その他業務活動の結果について甲に何ら保証を求めることはできない。また、乙の業務活動に起因する損害に対して甲にその補償を求めることはできない。

(有効期間)

第10条 本要領に定める事項の有効期間は、学術・技術指導の実施期間とする。ただし、甲乙協議の上有効期間を延長することができるものとする。

2 学術・技術指導の終了後も、第6条から第9条の規定は、対象事項が消滅するまでその効力を有する。

(協議)

第11条 本要領に定めのない事項、及び学術・技術指導実施中に生じた疑義は、甲乙協議の上これを解決する。